埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

子供のしあわせのために

①児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子供を育てている方や、子供を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

② 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害のある子供を育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

③ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭や父又は母に一定の障害がある家庭などに対し、医療費の一部が支給される制度です。申請を受け付けた日から支給の対象になります。

④母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない２０歳未満の子供、寡婦（かつて母子家庭の母であった人）及び母子家庭・父子家庭又は寡婦の子供に各種資金をお貸しする制度です。

申請はお住まいの市・区役所、町村役場で受け付けています。
お問い合わせは……

①、②はお住まいの市・区役所、町村役場、
又は県庁少子政策課（☎０４８-８３０-３３３７）へ
③はお住まいの市・区役所、町村役場へ
④はお住まいの市・区役所、町村役場、又は県福祉事務所へ

彩の国
令和４年度
埼　玉　県

①児童扶養手当

手当を受けられるのは……？

この手当は、次のいずれかに該当する子供を育てている父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した子供
- 父又は母が死亡した子供
- 父又は母に一定の障害（「父又は母の障害の基準」のいずれかに該当）がある子供
- 父又は母の生死が明らかでない子供
- 父又は母に１年以上遺棄されている子供
- 父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた子供
- 父又は母が法令により１年以上拘禁されている子供
- 母が婚姻によらないで懐胎した子供

※婚姻には、婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）を含みます。

手当を受けられないのは……？

この手当は、次のような場合には受けられません。

- 申請する方や子供が日本国内に住所を有しないとき。
- 子供が児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき。

子供とは……？

１８歳になった年の年度末（３月３１日）までです。また、一定の障害（「子供の障害の基準」のいずれかに該当）のある場合は２０歳未満までです。

手当の金額は……？

令和４年度の手当は１年に６回、５月（３～４月分）、７月（５～６月分）、９月（７～８月分）、１１月（９～１０月分）、１月（１１～１２月分）、３月（１～２月分）に２か月分ずつ支払われます。

子供の人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
１人の場合	43,070 円	43,060 円～ 10,160 円
２人目加算額	10,170 円	10,160 円～ 5,090 円
３人目以降加算額	6,100 円（１人につき）	6,090 円～ 3,050 円（１人につき）

一部支給の手当額は、次の計算式に基づき決定されます。

※１　※２

第１子　43,070－｛（受給者の所得額－全部支給の所得制限額）×0.0230070＋10円｝

第２子　10,170－｛（受給者の所得額－全部支給の所得制限額）×0.0035455＋10円｝

第３子以降　6,100－｛（受給者の所得額－全部支給の所得制限額）×0.0021259＋10円｝

ただし、下線部分は、10円未満四捨五入

※１ 収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行い、養育費（注）の８割相当を加算した額です。

※２ 所得制限額は、下の表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じて額が変わります。

（注）養育費→受給者が父又は母の場合、父又は母及び子供が、子供の養育に必要な経費として子供の母又は父から受け取った金銭等です。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

所得制限額（令和４年度）

所得制限額未満の場合、全部支給又は一部支給となります。ここでいう所得は収入と異なります。（上記※１参照）一律控除（８万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

扶養人数	本人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円

（注）受給資格者になられた方は、毎年８月１日から８月３１日までの間に現況届の提出が必要です。この届の提出がないと、１１月分以降の手当が受けられなくなります。

②特別児童扶養手当

手当を受けられるのは……？

精神又は身体に一定の障害がある２０歳未満の子供を育てている方のうち、主として生計を維持する方です。（里親を含みます。）

障害のある子供とは「子供の障害の基準」のいずれかの障害の状態に該当する子供をいいます。

手当を受けられないのは……？

・申請する方や子供が日本国内に住所を有しないとき。
・子供が障害による公的年金を受けることができるとき。
・子供が児童福祉施設等に入所しているとき。

手当の金額は……？

手当は１年に３回、４月（１２～３月分）、８月（４～７月分）、１１月（８～１１月分）に４か月分ずつ支払われます。

障害の状態	１級（重度）	２級（中度）
月額（１人について）	52,400円	34,900円

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、及び同居等生計を同じくする扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

所得制限額（令和４年度）

所得制限額未満の場合に支給となります。ここでいう所得とは収入から必要経費（給与所得控除等）控除後の額です。一律控除（８万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

扶養人数	本　　人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000円	6,536,000円
2	5,356,000円	6,749,000円
3	5,736,000円	6,962,000円
4	6,116,000円	7,175,000円
5	6,496,000円	7,388,000円

（注）受給資格者になられた方は、毎年８月１２日から９月１１日までの間に所得状況届の提出が必要です。この届の提出がないと、８月分以降の手当が受けられなくなります。

③ひとり親家庭等医療費支給

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、又は父（母）に一定の障害がある家庭の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

児童扶養手当を受けている方は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書、健康保険証、児童扶養手当証書だけで申請できます。

詳しくは、お住まいの市区町村の福祉担当課にお問い合わせください。

④母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母・父子家庭の父等が就職に必要な技能を習得するための資金、子供等が修学又は就職するための資金等をお貸しする制度です。（審査により貸付けを決定するので、承認されない場合もあります。）

資金は１２種類あり、貸付額は、必要経費及び貸付限度額の範囲内で償還可能な額を審査で決定します。

詳しくは、所管の県福祉事務所またはお住まいの市区町村の母子福祉担当課にお問い合わせください。

（特別）児童扶養手当受給者にかかわる優遇制度など

以下のような優遇制度を受けられる場合があります。詳しくは、県、市区町村担当窓口等に、お問い合わせください。

（例）・ニュー福祉定期貯金（お問い合わせはゆうちょ銀行へ）
・マル優制度（少額貯蓄非課税制度・郵便貯金非課税制度等。お問い合わせは取扱金融機関へ）

※支給停止中の方は、優遇制度を受けられない場合があります。

ＪＲ通勤定期乗車券の割引制度（児童扶養手当受給者のみ対象）

児童扶養手当を受けている（全部支給停止の方は除きます）世帯の世帯主、又は世帯員がＪＲを利用する場合は、通勤定期乗車券の割引制度があります。

利用する方は、市区町村の福祉担当課に申し出てください。

※他の割引（学割等）との併用はできません。　※父子家庭の方も対象となります。

埼玉県母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の方に対して就業相談・養育費相談・法律相談（予約制）・生活相談等を実施しています。

○埼玉県母子・父子福祉センター

東部中央母子・父子福祉センター	（春日部市・東部中央福祉事務所内）	TEL　０４８－７３７－２１３９
西部母子・父子福祉センター	（坂戸市・西部福祉事務所内）	TEL　０４９－２８３－７９９１
北部母子・父子福祉センター	（本庄市・北部福祉事務所内）	TEL　０４９５－２２－０１０４
秩父母子・父子福祉センター	（秩父市・秩父福祉事務所内）	TEL　０４９４－２２－６２３７

父又は母の障害の基準（児童扶養手当）

（父又は母の障害の基準）

一　次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
二　両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四　両上肢の全ての指を欠くもの
五　両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
六　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七　両下肢を足関節以上で欠くもの
八　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
九　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
十　精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
十一　傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

※児童扶養手当法施行令別表第二より

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

子供の障害の基準（特別児童扶養手当）

（一級）

一　次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
二　両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四　両上肢の全ての指を欠くもの
五　両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
六　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七　両下肢を足関節以上で欠くもの
八　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
九　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
十　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十一　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（二級）

一　次に掲げる視覚障害
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
二　両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
三　平衡機能に著しい障害を有するもの
四　そしゃくの機能を欠くもの
五　音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
六　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
七　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
八　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九　一上肢の全ての指を欠くもの
十　一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
十一　両下肢の全ての指を欠くもの
十二　一下肢の機能に著しい障害を有するもの
十三　一下肢を足関節以上で欠くもの
十四　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
十五　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
十六　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三より